

# ◇徴収猶予の「特例制度」の手引き◇

## 徴収猶予の特例制度について

地方税法等の一部を改正する法律の施行により、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例が創設されました。申請することにより、1年間に限り、市税の徴収が猶予されることになります。

### <特例制度の特徴>

- 担保の提供は不要です。
- 猶予期間中の延滞金が全額免除されます。

### <猶予が認められると>

- ① 納期限から1年間を限度に市税の徴収が猶予されます。
- ② 猶予した市税について、新たな督促や差押えなどの滞納処分が行われません。
- ③ 猶予期間に発生した延滞金は全額が免除されます。

### <特例制度を受けるための要件等>

#### (1) 徴収猶予の特例制度を受けるための要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入が相当程度減少し、かつ、一時に納付し、又は納入することが困難である方が申請することができます。

##### ① 事業等（事業売上、給与収入など）に係る収入が相当程度減少

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

##### ② 一時に納税を行うことが困難であること

納税を行うことにより少なくとも向こう半年間の事業資金や生活資金等について、困難と認められる場合であること。（申請書により納付可能額の判定を行います。）

#### (2) 申請期限

法施行日から2か月後の令和2年6月30日、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

#### (3) 対象となる市税

令和2年2月1日から令和3年2月1日（※）までに納期限が到来する全ての市税が対象となります。

※令和2年9月4日に公布された「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）」の一部の規定が同日施行されたことにより、令和3年2月1日に改められました。

<手続きの流れ>

## 1 申請書の作成・提出

(1) 「徴収猶予申請書<sup>特</sup>」に必要な書類を添付して提出します。

添付資料 財産収支状況書、収支の明細、財産目録、売上帳や現金出納帳、給与明細、預金通帳のコピーなどを添付します。(書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

※ 最近(2か月程度)において、国税などの特例猶予の許可を受けている場合は、その申請書や許可通知書の写しを提出していただくと、上記資料の添付を省略できます。

※ 大村市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策補助金・支援金の交付を受けている方は、その旨を申請書に記載していただくと、収入減少を証明する書類の添付を省略できます。

(2) 提出方法 窓口、郵送、eLTAX での提出

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒856-8686 長崎県大村市政島一丁目25番地 大村市財政部収納課

電話 0957-53-4111 内線 126、127、128、129

## 2 提出された申請書等の審査

提出された申請書や添付書類等の内容を審査して、猶予の許可(不許可)、猶予を許可する金額や期間などの審査を行います。なお、申請書等に不備がある場合、一定期間内に補正をしていただく必要があります。

### <猶予申請が許可された場合>

猶予が許可された場合は、「徴収猶予の許可通知書」が送付されます。

※ 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、状況に応じて計画的に納付していただくことは可能です。

※ 申請が許可された場合でも、一定の要件(破産・競売等)により猶予が取り消されることがあります。

### <猶予申請が不許可となった場合>

一定の場合には猶予が許可されない場合があります。この場合には、「徴収猶予の不許可通知書」が送付されます。

※ 不許可となった場合でも、法律等に定められた一定の要件に該当する場合には、他の制度(換価の猶予)の猶予が受けられる場合があります。